

市有財産(八戸市民保養所洗心荘(土地・建物))売却 一般競争入札等実施要項【郵便型入札】

一般競争入札

参加申込受付期間	令和6年3月11日(月)～令和6年5月10日(金)
入札期間	令和6年5月13日(月)～令和6年5月31日(金)
開札日時	令和6年6月3日(月) 午後2時

目次

申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで.....	1
入札説明書	2
1. 入札物件	2
2. 入札参加資格	3
3. 入札参加申込み	4
4. 入札に必要な書類の交付.....	5
5. 物件の現場確認(現場説明会)	5
6. 入札保証金	6
7. 質疑応答	6
8. 入札方法	7
9. 開札	8
10. 入札の無効	9
11. 地位の喪失	9
12. 契約の締結	9
13. 契約保証金及び売買代金の支払方法.....	10
14. 所有権の移転等	10
15. 契約上の主な特約.....	11
16. その他	11
17. 入札者がなかった場合の随意契約による売却.....	11
物件調書	14
案内図	17
用地実測図	18
配置図等	19
平面図	20
立面図	24
別添1：主な備品等一覧表	27
別添2：越境部分資料	30
様式	31
市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書【第1号様式】	32
役員名簿【第2号様式】	33
共有者名簿【第3号様式】	34
入札書【第4号様式】	35
入札保証金提出書(兼返還請求書)【第5号様式】	36
市有財産買受申込書兼誓約書【第6号様式】	37
委任状【第7号様式】	38
質問票【第8号様式】	39
入札者心得書	40

申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

本物件の一般競争入札等の流れは以下のとおりですが、詳細は必ず入札説明書を参照してください。

① 質疑応答	: 入札説明書「7. 質疑応答」参照 (6 ページ)
令和6年3月11日(月)～令和6年5月10日(金)午後5時まで ※「質問票」にて、電子メール又はファックスのみ受付	
② 入札参加申込み	: 入札説明書「3. 入札参加申込み」参照 (4 ページ)
令和6年3月11日(月)～令和6年5月10日(金)【必着】 【持参の場合】 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日は受付不可) 【郵送の場合】 一般書留又は簡易書留 申込受付後、入札に必要な書類を交付 (入札説明書「4. 入札に必要な書類の交付」参照 (5 ページ))	
③ 物件の現場確認 (現場説明会)	: 入札説明書「5. 物件の現場確認 (現場説明会)」参照 (5 ページ)
令和6年4月15日(月) 午後2時開始 ※1時間程度 ※令和6年4月11日(木)午後5時までに参加予約が必要	
④ 入札保証金の納付	: 入札説明書「6. 入札保証金」参照 (6 ページ)
※入札書類として、「入札保証金納付済を証する書類 (金融機関が発行した振込金受取書等) のコピー」が必要となるため、必ず金融機関から受け取ること	
⑤ 入札【郵便型】	: 入札説明書「8. 入札方法」参照 (7 ページ)
令和6年5月13日(月)～令和6年5月31日(金)【必着】※左記の期間外に到達した分は無効 ※入札書類を指定の封筒 (八戸郵便局留) により「一般書留又は簡易書留」で郵送	
⑥ 開札	: 入札説明書「9. 開札」参照 (8 ページ)
令和6年6月3日(月) 午後2時 (場所: 八戸市庁別館7階会議室A) ※開札立会任意	
入札者がなかった場合の 随意契約による売却 (先着順)	
: 入札説明書「17. 入札者がなかった 場合の随意契約による売却」参照 (11 ページ)	
令和6年6月4日(火)～当面の間 (土・日曜日、祝日は受付不可) ※福祉政策課へ必要書類を直接持参	
⑦ 契約の締結	: 入札説明書「12. 契約の締結」参照 (9 ページ)
落札者決定の日から7日 (土・日曜日、祝日を除く) 以内に、契約保証金 (入札保証金との差額) 納付の上、売買契約を締結 ※契約保証金については、入札説明書「13. 契約保証金及び売買代金の支払方法」参照 (10 ページ)	
⑧ 売買代金の支払い	: 入札説明書「13. 契約保証金及び売買代金の支払方法」参照 (10 ページ)
契約締結日より1か月以内に売買代金 (契約金額から契約保証金を差引いた残額) を納付	
⑨ 所有権の移転 (物件引渡し)	: 入札説明書「14. 所有権の移転等」参照 (10 ページ)
売買代金完納時に所有権移転及び現状有姿による物件引渡しがあったものとみなします。 所有権移転登記は八戸市が行い、登録免許税等必要費用は落札者負担とします。	

入札説明書

八戸市（以下「市」といいます。）では、以下の市有財産を売却するにあたり一般競争入札（郵便型入札）で落札者を決定します。この入札実施要項及び巻末の入札者心得書（八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）別記第1）をよく読み、内容を十分把握した上で御参加ください。

1. 入札物件

(1) 物件名

八戸市民保養所洗心荘（土地・建物）

(2) 物件概要

所在地	青森県十和田市大字法量字焼山 64 番地 184	
土地	地目	宅地
	地積	2860.98 m ² （境界確定図作成済）
建物	建築年月	昭和 61 年 9 月
	閉館年月	令和 6 年 3 月
	種類	保養所
	床面積	1850.22 m ² （1 階 675.84 m ² 、2 階 672.00 m ² 、3 階 403.88 m ² 、地下 1 階 98.50 m ² ）
	その他	・十和田市温泉施設条例に基づく許可済の温泉受給権及び一部備品を附帯するものとして建物最低売却価格を算出（温泉受給権の詳細は、物件調書（14～16 ページ）を参照）
用途地域	都市計画区域外	
最低売却価格	19,480,000 円（土地 7,693,000 円、建物 11,787,000 円） ※税抜	
入札保証金額	2,000,000 円（定額）	

※ 最低売却価格は、令和 6 年 1 月 1 日時点の鑑定評価額等に基づき算定したものであり、建物にかかる消費税及び地方消費税相当額（税率 10%）が別途加算されます。

※ 「土地」と「建物（消費税抜き）」の総額を合わせた金額を入札します。

※ 入札価格の土地価格と建物価格の内訳は、最低売却価格の土地価格と建物価格の比率により、市が決定します。

※ 売却価格は、①入札書に記載された金額をもとに決定した土地価格と②入札書に記載された金額をもとに決定した建物価格に建物価格の 10%に相当する額を加算した価格の合計とします。

※ 本件土地及び建物は現状有姿による売り払いです。契約締結の日以降に土地（地下含む）及び建物内に存在する一切の工作物、樹木、設備及び什器備品等は市で撤去せず、土地及び建物の所有権移転と同時に落札者の所有となります。（主な什器備品は、「別添 1：主な備品等一覧表」を参照）

契約締結後、物件引渡しまでの間に目的物に変動が生じて市は、引渡し時の現状のまま引き渡せば足りるものとします。

※ 落札者が所有権移転後に建物や工作物等の解体処分・修繕及び改修等する場合、市はこれらにかかる一切の費用負担をしません。

また、上記の設備及び什器備品等は、令和 6 年 3 月末をもって使用を終了し、その後の動作や性能については保証しません。所有権移転後に落札者の判断のもと、その使用や処分等を行う場合に要する一切の費用は落札者の負担となります。

※ 物件の詳細については、物件調書を御覧ください。なお、物件調書は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2. 入札参加資格

個人及び法人（八戸市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無を問いません。）の方で、指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び売買代金を支払うことができる方であれば、どなたでも申し込みができます。

ただし、次の①～⑬のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
（入札にかかる契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、指定暴力団員とその関係者等）
- ② 市有地売却において、落札者、買受人としての地位を失った日後 2 年を経過していない者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成 12 年法律第 95 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者
- ⑥ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日制定）第 2 条第 3 号に掲げる者（排除措置対象者）
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体若しくはその利益となる活動を行う者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員
- ⑨ ⑦に掲げる者から委託を受けた者及び⑧に掲げる者の関係団体
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- ⑪ 本入札にかかる手続き等に必要な日本語を完全に理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除く。
- ⑫ 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、その代理人の日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。
- ⑬ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する職員（当該公有財産に関する事務に従事する当市の職員）

※ 入札参加資格の確認を行うため、市が警察等関係機関に対して申込者及び共有者について照会を行うことについて、その旨御了承ください。（法人の場合、その役員等を含みます。）

また、照会の結果、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日制定）第 2 条第 3 号に掲げる排除措置対象者であることが確認できた場合には、同第 3 条に基づき排除措置を行い、同 4 条に基づき内容を公表いたします。

3. 入札参加申込み

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
 受付期間内に、持参又は郵送により下記(2)受付場所(送付先)に必要な書類を提出してください。
 (郵送の場合は必ず一般書留又は簡易書留としてください。受付期間内に届かなかった場合、
 書類に不備がある場合又は指定の方法以外で郵送提出があった場合は受付できません。)
 また、電話、ファックス、電子メール等での申込みはできません。

(1) 受付期間

令和6年3月11日(月)から令和6年5月10日(金)まで【必着】

※ ただし、持参の場合は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

(2) 受付場所(送付先)

八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号(八戸市庁別館7階) 電話 0178-43-9258(直通)

【持参の場合】 持参する日時について、あらかじめ上記受付場所に電話連絡ください。

【郵送の場合】 一般書留又は簡易書留を使用し、郵送後速やかに、上記受付場所に電話で郵便物のお問合せ番号を御連絡ください。

(3) 入札参加申込み必要書類等(各1通)

次の必要書類を揃え、必要事項を記入・押印(登録印)のうえ申込みください。
 提出書類に不備がある場合は受付できませんので御注意ください。

入札参加申込み必要書類(各1通)(様式は市ホームページからダウンロードできます。)

	個人の場合	法人の場合
①	市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書【第1号様式】…32ページ参照	
②	印鑑登録証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの	印鑑証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの
③	本籍地の市区町村長が発行する身分(身元)証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの ※取得方法は本籍地の市区町村の住民票発行担当課へお問合せください。 ※外国人の場合は住民票の写しを提出	会社・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申込日前1か月以内に発行のもの
④		役員名簿【第2号様式】…33ページ参照
⑤	(共有名義とする場合のみ)	
⑥	共有者名簿【第3号様式】…34ページ参照	
⑦	共有者全員の印鑑登録証明書又は印鑑証明書	
⑧	共有者全員の身分(身元)事項証明書又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
⑨	(共有者が法人である場合)共有者の役員名簿【第2号様式】…33ページ参照	

※ 提出書類はいかなる理由があってもお返しいたしません。

※ 落札した場合の売買契約や所有権移転登記は、入札参加申込書の記載名義(共有名義とする場合は、共有者名簿に記載の名義)で行いますので、正確に記載してください。

※ 共有名義で申込みの場合、同じ物件に個人又は法人として単独で申込みできません。

※ 共有名義で申込みの場合、入札は入札参加申込書に記載した代表者が行うことになります。

4. 入札に必要な書類の交付

入札参加申込み受付後に、市より入札に必要な次の書類等を交付します。

交付は、原則として入札参加申込み受付日当日に行いますが、後日郵送（一般書留）により行う場合もあります。

① 入札参加申請受付書
（市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書の写しに市が受領印を押印したもの）

② 入札書提出用封筒

③ 入札関係書類送付用封筒

※ 入札参加申請受付書の交付後であっても、開札前に申込み資格がないことが判明したとき、又は申込み資格を失ったときは、参加資格者としての決定を取り消します。

※ 郵送で申し込まれた方で、上記書類が令和6年5月17日（金）までに到着していない場合は、福祉政策課へ必ずお問合せください。

5. 物件の現場確認(現場説明会)

次のとおり現場説明会を行います。希望される方は、あらかじめ福祉政策課へ予約ください。

(1) 実施日時

令和6年4月15日（月） 午後2時開始 ※1時間程度

(2) 参加予約連絡先

八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ 電話 0178-43-9258（直通）

(3) 参加予約締切

令和6年4月11日（木）午後5時

※ 当日は、市職員立会いのもと現場説明を行います。それ以外の日時に敷地、建物内に立ち入ることはできません。

※ 当日、午後2時15分を過ぎても参加希望者が現場に来なかった場合は、説明会を中止します。

※ 敷地内に若干の駐車スペースはありますが、敷地内で起きた事故や車両の損傷等について、市は一切の責任を負いません。

※ この現場説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関する全ての事項を了知されて参加されているものとみなします。

※ 上記の開催日時以降で、入札参加申込み期間に本物件を見学したい場合は、福祉政策課（電話 0178-43-9258（直通））へ御相談ください。

ただし、物件が当市行政区域外にあるため、御希望に添った対応ができない場合がありますので、可能な限り上記日時での参加を御検討ください。

6. 入札保証金

入札に参加するには、八戸市財務規則第 119 条の規定により、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。下記(1)～(3)のとおり、入札保証金を指定の振込先にお振込みください。

(1) 入札保証金

2,000,000 円 (定額)

(2) 振込先

(金融機関名) 青森銀行八戸市庁支店

(口座種別・番号) 普通 0000013

(口座名義人) 八戸市会計管理者 (ハチノヘシカイケイカンリシャ)

(3) 振込時の注意事項

振込名義人は、入札参加申込者(共有名義での申込みの場合は代表者)とし、本入札にかかる入札保証金として識別するため、振込名義人の後ろに「9258」と追記してお振込みください。

(例) 株式会社 ○○社 9258

※ 入札の際に、入札保証金納付済みを証する書類(金融機関が発行した振込金受取書等)のコピーの提出が必要となりますので、振込の際に必ず金融機関より受け取りください。

※ 振込手数料は、入札者の負担となります。

※ 落札者の入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属し、返還しません。

※ 落札者以外の方の入札保証金は、入札時に提出いただく入札保証金提出書(兼返還請求書)に記載された金融機関口座へ振込により返還します。

この場合、入札保証金に利息は付しません。

また、返還には、開札後 4 週間程度を要しますので御了承ください。

7. 質疑応答

この入札にかかる質疑については、質問票【第 8 号様式】(39 ページ参照)に記入の上、電子メール又はファックスにて提出してください。口頭及び電話での質問については、受付いたしません。

(1) 受付期間

令和 6 年 3 月 11 日 (月) 午前 9 時から令和 6 年 5 月 10 日 (金) 午後 5 時まで【必着】

(2) 受付場所(送付先)

八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ

メールアドレス fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp

ファックス番号 0178-47-0746

※ 質問票を提出する際の電子メール及びファックスの件名は、「洗心荘入札質問票提出」としてください。

(3) 回答

質問者に対し電子メール又はファックスにて個別に回答するほか、質問者名をふせて質問と回答内容を市ホームページにも随時掲載します。

8. 入札方法

入札は郵便型入札であり、郵送（一般書留又は簡易書留）による入札のみ受け付けます。
持参による入札はできませんので御注意ください。

(1) 入札期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月31日（金）まで【必着】

- ※ この期間内に、下記(3)入札書類を必ず一般書留又は簡易書留により八戸郵便局留で郵送ください。
- ※ 入札書類に不備がある場合は、受付できませんので、内容を十分に確認の上で提出ください。
- ※ この期間内に入札書類が到達しない場合、入札は無効となりますので余裕をもって郵送ください。また、入札期間前に到達した場合も無効となりますので御注意ください。

(2) 送付先

〒031-8799 八戸郵便局留（〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号）

八戸市福祉部福祉政策課 行

- ※ 郵送の際は、入札参加申込み受付後に交付した「入札関係書類送付用封筒」を使用してください。（あらかじめ上記の送付先が記載されています。）
- ※ 郵送用の郵便切手は入札者が必要分を負担し、貼り付けしてください。

(3) 入札書類

① 入札書【第4号様式】…35 ページ参照 ※入札書提出用封筒に入れ封をしたもの

② 入札保証金提出書(兼返還請求書)【第5号様式】…36 ページ参照

③ 入札保証金納付済を証する書類(金融機関が発行した振込金受取書等)のコピー

※ ①の入札書提出用封筒は、入札参加申込み受付後に市が交付したものを使用してください。

※ 入札書類の①から③までを、入札参加申込み後に市が交付した入札関係書類送付用封筒に入れて郵送してください。

※ 一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

<提出書類の作成要領>

① 入札書【第4号様式】

- ・ 入札金額（消費税抜きの金額）及び必要事項を記入してください。
- ・ 入札者が入札参加申込者の場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入し、印鑑登録印で押印してください。
また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、印鑑登録印で押印してください。
- ・ 金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
- ・ 黒色ボールペン（文字を消せるボールペン不可）、又は万年筆を使用して記入してください。
- ・ 入札書に記載する全ての内容は、訂正印を押印しても訂正できませんので、書き損じた場合は新しい用紙に改めて記入してください。
- ・ 入札書提出用封筒に必要事項記入の上、入札書のみを入れて封（のりづけ）をし、印鑑登録印で割印をしてください。
- ・ 入札者を入札参加申込者以外の代理人とする場合は、委任状【第7号様式】（38 ページ参照）が必要です。入札書の押印と入札書提出用封筒の割印は、委任状の「代理人使用印」を使用してください。なお、開札の立会が可能なのは、入札者（入札参加申込者（共有名義での申込みの場合は、代表者）又は委任状による代理人）のみとなります。

- ・ 八戸市暴力団排除条例（平成 23 年八戸市条例第 48 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者は代理人になることができません。
- ・ 代理人資格の確認を行うため、市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨御了承ください。（代理人が法人の場合、その役員等を含みます。）
また、照会の結果、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日制定）第 2 条第 3 号に掲げる排除措置対象者であることが確認できた場合には、同第 3 条に基づき排除措置を行い、同 4 条に基づき内容を公表いたします。
- ・ 入札参加申込者は他人の代理人を兼ねることはできません。また、代理人は本物件について複数人の代理人となることはできません。

② 入札保証金提出書(兼返還請求書)【第5号様式】

- ・ 入札保証金提出書（兼返還請求書）に必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
- ・ 入札保証金返還用口座は、必ず入札者名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有で申込みした場合は、代表者の口座を記入してください。
- ・ 入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、落札者以外の方への入札保証金の返還に通常より日数を要することになります。

③ 入札保証金納付済を証する書類(金融機関が発行した振込金受取書等)のコピー

- ・ 金融機関への入札保証金振込依頼時に、金融機関が発行した振込金受取書等（振込金受取書、振込受付書、利用明細票等）又は依頼書控等（依頼書控、利用明細票、受付票等）のコピーを、入札保証金納付済である証明として添付してください。
- ・ 上記の振込金受取書等や依頼書控等のうち、取扱金融機関印の押印をもって有効となる場合は、その押印があるものに限ります。

9. 開札

(1) 開札日時

令和 6 年 6 月 3 日（月） 午後 2 時

(2) 開札場所

八戸市庁 別館 7 階会議室 A

(3) 開札の立会等

- ・ 開札への参加は任意ですが、入札者（入札参加申込者又は委任状による代理人）以外の入室は認めません。
また、入札者であっても開札場所への入場は、入札参加申請受付書（市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書の写しに市が受領印を押印したもの）の原本が必要となりますので、必ずお持ちください。
- ・ 立会の受付は当日午後 1 時 50 分から行い、開札開始後の入場は認めません。
- ・ 入札者の立会が全くない場合は、市が指定する入札事務に関係のない職員を立会させて開札します。
- ・ 開札に立会していない場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(4) 落札者の決定方法

- ・ 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ・ 落札者となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合、当該入札者等が会場にいない場合は、八戸市職員がくじを引きます。
- ・ 落札者となるべき入札者について、「2. 入札参加資格」の確認が開札までに終了していない場合は、当該入札者は落札候補者とし、落札者の決定は資格確認の終了後となります。

(5) 開札結果

- ・ 開札場所では、落札者について、氏名（法人名）及び落札金額を発表します。
- ・ 開札結果は、入札者全員にその内容（落札金額、落札者名（個人又は法人の表記のみ））を文書で通知します。
- ・ 開札結果については、その内容（落札金額、落札者名（個人又は法人の表記のみ））を市ホームページ上で公表します。

10. 入札の無効

次の①～⑫のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（入札参加申込みを行っていないものを含む。）の入札
- ② 入札保証金を納付していない、又は納付した入札保証金の額が所定の額に満たない者の入札
- ③ 市が指定する様式の入札書以外の入札書による入札
- ④ 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ⑤ 入札保証金提出書（兼返還請求書）及び有効な入札保証金納付済を証する書類（金融機関が発行した振込金受取書等）のコピーの提出がない入札
- ⑥ 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- ⑦ 入札金額及び文字を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑧ 黒色ボールペン、又は万年筆以外の筆記具により入札書に記入した入札
- ⑨ 市が定める最低売却価格を下回る金額による入札
- ⑩ 入札期間内に入札書が指定場所に到着しなかった者の入札
- ⑪ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 地位の喪失

次の①～③のいずれかに該当する場合は、落札者は、その地位を失うこととなります。

- ① 落札者又はその代理人が、正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 落札者が、正当な理由なく売買代金を支払わないとき。
- ③ 落札者が、契約締結前に入札参加資格を失ったとき。

12. 契約の締結

- ① 落札者は、落札者決定の日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日を除く）以内に売買契約書により契約を締結しなければなりません。ただし、落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属します。
 - ・ 開札日までに「2. 入札参加資格」の確認が終了している場合（開札日＝落札者決定の日）
⇒ 契約締結期限…令和6年6月12日（水）まで
 - ・ 開札日までに「2. 入札参加資格」の確認が終了していない場合（確認終了日＝落札者決定の日）
⇒ 契約締結期限…確認終了日の翌日から起算して（土・日・祝日を除き）7日目の日まで
なお、確認終了日は関係機関への照会に対する回答を市が受理した日とします。
- ② 契約書に貼付する収入印紙（市保管のもの1部）は、落札者の負担となります。

13. 契約保証金及び売買代金の支払方法

(1) 契約保証金(八戸市財務規則第143条第1項)

- ① 落札者は契約締結の際、市が発行する納入通知書により、契約金額(売買代金)の10分の1以上に相当する金額の契約保証金を納付してください。
なお、入札にあたって納付された入札保証金は、全額を契約保証金に充当しますので、契約締結日には、入札保証金との差額を御用意ください。
- ② 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(2) 売買代金の支払方法

- ① 売買代金は、契約締結日より1か月以内に、市が発行する納入通知書により納付してください。
なお、納付済みの契約保証金は全額を売買代金に充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。
- ② 納付期限までに売買代金の支払いが行われなときは、契約保証金は市に帰属し、返還しません。
- ③ 売買代金の分割納付はできません。

14. 所有権の移転等

- ① 売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。
 - ② 所有権移転登記は、落札者が売買代金を完納し、登記に必要な書類等の提出を受けた後、市が行います。所有権移転登記が完了次第、管轄地方法務局から交付される登記識別情報を落札者へお渡しします。
 - ③ 所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- ※ 共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
- ※ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、本物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ※ 物件の取得に伴い、別途不動産取得税(県税)が課税されますので、御留意ください。

15. 契約上の主な特約

- ① 売買契約では、契約締結の日から5年間は、以下の事項に関することが禁止されます。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- ② ①の特約に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として、市に支払っていただきます。

16. その他

- ① この実施要項に定めのない事項については、八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）その他関係法令の定めるところによります。
- ② 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ず御自身において事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- ③ 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。
- ④ 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議はすべて落札者において行っていただきます。
- ⑤ 郵送での入札参加申込み又は入札書の提出時、郵便トラブルによる損害等については、市は一切責任を負いません。
- ⑥ 入札の公平性・競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- ⑦ 入札は予告なく中止、内容変更をする場合があります。

17. 入札者がなかった場合の随意契約による売却

本物件への入札者がなかった場合は、先着順に申込みを受け付け、随意契約により売却します。

(1) 随意契約による売却価格

20,658,700円	（税込）
（内訳）	
土地	7,693,000円
建物	11,787,000円
消費税	1,178,700円（建物にかかる消費税及び地方消費税10%）
合計	20,658,700円

(2) （先着順による買受）申込者に必要な資格

申込者に必要な資格は、入札参加資格と同様です。内容については、「2. 入札参加資格」（3ページ）を参照してください。

なお、資格の確認を行うため、市が警察等関係機関に対して申込者及び共有者について照会を行うことについて、その旨御了承ください。（法人の場合、その役員等を含みます。）

また、照会の結果、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日制定）第2条第3号に掲げる排除措置対象者であることが確認できた場合には、同第3条に基づき排除措置を行い、同4条に基づき内容を公表いたします。

(3) （先着順による買受）申込み手続き

購入希望者は、下記(4)受付期間中の(5)受付時間内に必要書類を受付場所まで直接お持ちください。郵送、電話、ファックス、電子メール等による申込みはできません。

(4) (先着順による買受)申込み受付期間

令和6年6月4日(火)から 当面の間 ※土・日曜日、祝日は受付しません。

(5) (先着順による買受)申込み受付時間

午前9時から午後5時まで

(6) (先着順による買受)申込み受付場所

八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号(八戸市庁別館7階)

(7) (先着順による買受)申込み必要書類(各1通)

次の必要書類を揃え、必要事項を記入・押印(登録印)のうえ申込みください。

提出書類に不備がある場合は受付できませんので御注意ください。

先着順による買受申込み必要書類(各1通)(様式は市ホームページからダウンロードできます。)

	個人の場合	法人の場合
①	市有財産買受申込書兼誓約書【第6号様式】…37 ページ参照	
②	印鑑登録証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの	印鑑証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの
③	本籍地の市区町村長が発行する身分(身元)証明書 ※申込日前1か月以内に発行のもの ※取得方法は本籍地の市区町村の住民票発行担当課へお問合せください。 ※外国人の場合は住民票の写しを提出	会社・法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※申込日前1か月以内に発行のもの
④		役員名簿【第2号様式】…33 ページ参照
	(共有名義とする場合のみ)	
⑤	共有者名簿【第3号様式】…34 ページ参照	
⑥	共有者全員の印鑑登録証明書又は印鑑証明書	
⑦	共有者全員の身分(身元)事項証明書又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
⑧	(共有者が法人である場合)共有者の役員名簿【第2号様式】…33 ページ参照	

※ 提出書類はいかなる理由があってもお返しいたしません。

※ 落札した場合の売買契約や所有権移転登記は、入札参加申込書の記載名義(共有名義とする場合は、共有者名簿に記載の名義)で行いますので、正確に記載してください。

※ 代理人による申込みの場合は、委任状【第7号様式】(38 ページ参照)が必要です。八戸市暴力団排除条例(平成23年八戸市条例第48号)第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者は代理人になることができません。

※ 代理人資格の確認を行うため、市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨御了承ください。(代理人が法人の場合、その役員等を含みます。)

また、照会の結果、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日制定)第2条第3号に掲げる排除措置対象者であることが確認できた場合には、同第3条に基づき排除措置を行い、同4条に基づき内容を公表いたします。

(8) 同日同時刻の申込みがあった場合

各日の受付開始時点又は同日同時刻において、複数の買受希望者がいる場合は、同着とみなし、くじにより申込者を決定します。

(9) 契約の締結

- ① 申込者は売却決定の通知を受けた日から当該通知を記載する期限までに売買契約書により契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、買受の権利を失います。
- ② 契約書に貼付する収入印紙（市保管のもの1部）は、申込者の負担となります。

(10) 契約保証金及び売買代金の支払方法

- ① 契約保証金（八戸市財務規則第143条第1項）

契約時に、2,658,700円（売却価格の10分の1以上に相当する金額で市が決定した額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

なお、契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

- ② 売買代金の支払い方法

契約締結日より1か月以内に、18,000,000円（売却価格と契約保証金との差額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなときは、契約保証金は市に帰属し、返還しません。売買代金の分割納付はできません。

(11) 所有権の移転等

一般競争入札の場合と同様です。内容については、「14. 所有権の移転等」（10ページ）を参照してください。

(12) 契約上の主な特約

一般競争入札の場合と同様です。内容については、「15. 契約上の主な特約」（11ページ）を参照してください。

(13) その他

- ① この実施要項に定めのない事項については、八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）その他関係法令の定めるところによります。
- ② 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ず御自身において事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- ③ 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。
- ④ 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議はすべて落札者において行っていただきます。
- ⑤ 随意契約による売却は予告なく中止、内容変更をする場合があります。

物件調書

この物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料であり、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明書ではありません。同法第 78 条により「重要事項の説明」等の規定は、地方公共団体には適用されません。

本物件は、現状有姿での売却となります。本物件調書に記載の有無や記載内容を問わず現況を優先します。

本物件の売却にあたり確認した項目は、次のとおりであり、記載以外の事項については確認しておりません。入札参加に当たっては、必ず事前に、購入後の土地等利用計画などに即し、現地の確認及び法令等の制限について関係機関への調査等を行ってください。

測量は、本物件の面積についてのみを実施しております。そのため、法令等にかかる制限のうち、接面道路の幅員やがけ高等にかかる詳細な測量を必要とする事項については、詳細が不明であることから、該当可能性についてのみ記載しています。

所在地（地番）		青森県十和田市大字法量字焼山 64 番地 184				
最低売却価格		19,480,000 円（税抜）	登録免許税 （参考：概算額）	土地：約 17 万円 建物：約 220 万円		
土地	地積	登記簿	2860.98 m ²	建物	家屋番号等	64 番 184
		実測	2860.98 m ² （境界確定済）		種類	保養所
	地目	登記簿	宅地		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下 1 階付き 3 階建
		現況	宅地		床面積（公簿）	1 階 675.84 m ² 、2 階 672.00 m ² 、3 階 403.88 m ² 、地下 1 階 98.50 m ²
	土地の状況		建物付		建設時期	昭和 61 年 9 月
接面道路の状況		東側【種別】市道（十和田湖温泉環状線）【幅員】約 7.4～16.2m 西側【種別】市道（十和田湖温泉環状線）【幅員】約 5.2～6.7m 北側【種別】市道（温泉幹線）【幅員】約 15.4m ※ただし、都市計画区域外であるため本物件において建築基準法第 3 章適用外				
都市計画法等による制限	種類	内容		問合せ先	電話番号	
	区域区分	都市計画区域外		十和田市 建設部 都市整備建築課	0176-51-6735	
	用途地域	指定なし				
	建ぺい率	なし				
	容積率	なし				
	高度指定	指定なし				
	防火指定	指定なし				
	景観保全	建築面積 1,000 m ² を超える建築物を建築する等の大規模行為をする場合は、青森県景観条例に基づく届出が必要となります。				
	開発行為	許可不要				
	屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、青森県屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。				
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。		十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課	0176-58-0184		
その他	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外であり、令和 6 年 3 月末まで当該物件は十和田市指定避難所となっています。					
供給処理施設	内容等	状況		問合せ先	電話番号	
	電気	高圧受電設備あり		東北電力（株）	0570-550-220	
	上水道	公営水道		十和田市 上下水道部 管理課	0176-25-4511	
	下水道	公共下水道				
ガス	プロパン					
交通機関	鉄道	JR 東北新幹線 七戸十和田駅	物件の北東方	約 20.5 km（直線距離）		
	バス	停留所名：奥入瀬溪流温泉 （十和田観光電鉄・JR バス東北）	物件の西方	約 40m（直線距離）		

公共機関	市役所	十和田市役所	物件の東方	約 21.6 km (直線距離)
	小学校	十和田市立法奥小学校	物件の東方	約 8.6 km (直線距離)
	中学校	十和田市立第一中学校	物件の東方	約 9.4 km (直線距離)
その他	<p>地勢：傾斜地 ※青森県建築基準法施行条例第4条（がけと建築物との関係）に該当の可能性 建築物の高さ制限及びその他の建築制限は、青森県上北地域県民局建築指導課（0176-23-4398）に御確認ください。</p>			
参考・告知事項	<p>【直近までの物件用途】</p> <p>○ 本物件は、令和6年3月まで八戸市民保養所洗心荘として使用し、同年4月1日より閉館します。</p> <p>【引渡し等に関する事項】</p> <p>○ 本件土地及び建物は現状有姿による売り払いです。契約締結の日以降に土地（地下含む）及び建物内に存在する一切の工作物、樹木、設備及び什器備品等は市で撤去せず、土地及び建物の所有権移転と同時に落札者の所有となります。（主な什器備品は、「別添1：主な備品等一覧表」を参照）</p> <p>契約締結後、物件引渡しまでの間に目的物に変動が生じても市は、引渡し時の現状のまま引き渡せば足りるものとします。</p> <p>○ 落札者が所有権移転後に建物や工作物等の解体処分・修繕及び改修等する場合、市はこれらにかかる一切の費用負担をしません。</p> <p>また、上記の設備及び什器備品等は、令和6年3月末をもって使用を終了し、その後の動作や性能については保証しません。所有権移転後に落札者の判断のもと、その使用や処分等を行う場合に要する一切の費用は落札者の負担となります。</p> <p>【温泉受給権】</p> <p>○ 本物件（建物）には、十和田市温泉施設条例に基づく許可済の温泉受給権を附帯します。</p> <p><許可の内容> 許可番号：17-593-5、供給の種別：団体供給、温泉受給量：36ℓ/分</p> <p>上記許可条件のまま温泉使用する場合、同条例に基づく給湯加入金（160,270円×温泉受給量）の支払い義務は発生しませんが、温泉受給開始月から月額使用料（2,430円×温泉受給量×1.1）が発生します。</p> <p>また、温泉受給権の譲渡にあたっては、落札者決定後、十和田市の審査を経て別途譲渡許可を受ける必要があり、開館準備及び改修等で当面の間温泉を使用しない場合には、事前の届出により休止期間中の月額使用料の支払を免除される場合があります。詳しくは、十和田市商工観光課（電話 0176-51-6772）へ諸条件について事前に御確認ください。</p> <p>【有害物質等】</p> <p>○ 地下埋設物、土壌汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておりません。</p> <p>○ 低濃度 PCB 含有可能性のあるメーカー・年式の低圧進相コンデンサの建物内動力盤内使用を確認していますが、物件引渡し前に取外し及び搬出処分子定です。</p> <p>○ 建物の石綿使用について、令和5年9月に専門業者による石綿スクリーニング調査（資料調査及び目視調査のみ。破壊検査を必要とする一部箇所（屋根及び笠木等）を除く。）を行っています。</p> <p>その結果、給湯用ボイラー及び暖房用ボイラーの一部部品に石綿使用を確認していますが、当該製品は飛散防止処理等により通常使用状態による飛散性なしとの結果が得られています。</p> <p>また、調査時点で劣化は認められないものの、建物改修等を行う場合に石綿含有分析が必要な箇所についても同調査により判明しており、当該調査結果は、入札参加申込受付期間中、福祉政策課窓口で閲覧に供するほか、落札者決定後に資料の写しを落札者へ引渡します。</p> <p>当該調査では、試料採取による石綿含有分析調査を実施しておらず、本物件内に存する可能性のある石綿の存在をすべて特定したものではありません。所有権移転後に必要に応じて実施する石綿含有分析調査及びその対策にかかる費用の一切は、落札者の負担となります。</p>			

【危険物貯蔵所（地下タンク貯蔵所）】

- 本物件の地下には、鋼製一重殻タンク（A重油 5,000ℓ）が埋設されており、令和6年4月に当該タンクの残油抜き取り及び清掃の上、十和田地域広域事務組合消防本部予防課へ当該タンクの休止届出を行います。

使用再開にあたっては所要の点検（圧力点検等）及び十和田地域広域事務組合消防本部予防課への届出が必要です。

また、当該地下タンクは、完成検査日が昭和61年9月18日であるため、令和8年9月17日までに危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）ほかに基づく流出防止対策をとることが義務付けられていますが、当市において同対策は未実施です。

必要手続き・流出防止対策の詳細については十和田地域広域事務組合消防本部予防課（電話 0176-25-4113）へ事前に確認・相談を行ってください。

【土地境界及び越境物等】

- 本物件の土地については、確定測量により土地境界確定済みですが、隣接する公共用道路（十和田市法量字焼山 64-2）の一部に、工作物の一部（土留・フェンス）の越境が判明しています。（「別添2：越境部分資料」参照）

ただし、道路管理者（十和田市）との協議に基づき、次回改築時に越境部分の解消をする旨を確約することで、移設猶予と道路使用料の免除を受けており、その取扱いが落札者へも承継されるよう売買契約を行います。落札者が今後当該箇所の現況に手を加える際には、十和田市へ事前確認の上、越境の解消を図る必要があります。

【その他】

- 建物内に乗用又は人荷用エレベーターはありませんが、ダムウェーター（小荷物専用昇降機）を1台設置しています。使用再開時に所定の届出が必要です。

- 令和5年5月に実施した建築物及び建築設備の定期点検結果で指摘を受けた要正事項として、基礎・外壁・屋根・天井等、経年劣化による修繕等が必要な箇所が建物内に複数存在しますが、当市において物件引渡し前の修繕等実施予定はありません。

また、当該定期点検結果については、入札参加申込受付期間中、福祉政策課窓口で閲覧に供するほか、落札者決定後に資料の写しを落札者へ引渡します。

なお、当該要正事項の他に市が把握する不具合等箇所は以下のとおりです。

大浴場浴槽及び大浴場外壁（浴槽老朽化による外壁側への漏水箇所あり）

建物屋根（錆発生・腐食による雨漏り箇所あり）

給湯用ボイラー及び暖房用ボイラー（通常耐用年数超過）

大浴場サウナ室（漏電を伴う設備故障・ドア腐食）

大浴場脱衣所・トイレ・天井等（壁面下地・クロス劣化）

電話設備（設備陳腐化）

手動式排煙装置（一部箇所の開閉不具合）

高圧気中開閉器（構内第一柱に2011年設置、更新推奨時期10年経過）

一部客室（2室）（暖房ボイラーによる暖房不作動、エアコン暖房で代替中）

一部客室（1室）及び食堂の下水配管（漏水、配管つまり箇所あり）

- 敷地内の埋設温泉管及び給湯・給水管は、経年劣化や土壌・温泉水の影響で全体的な腐食進行が確認されており、複数箇所の漏水発生後、原因箇所の特定に至っていないため、以下対応を行っています。

【屋内】令和2年9月 浴場棟（給湯・給水管）配管修繕（露出型配管新設）

令和4年6月 浴場棟温泉管配管修繕（露出型配管新設）

【屋外】令和4年6月 館外温泉管仮設（敷地西側温泉引込管から浴場棟まで敷設）

※上記館外温泉管の仮設配管はあくまで応急的対応であり、令和6年3月末の温泉使用休止後の同仮設配管の完全な水抜きも構造上不能であるため、設備停止後の温泉水が一部滞留することが想定されます。

温泉使用再開前には、屋外温泉管の新規敷設又は改修を要します。

案内図

物件所在地 : 青森県十和田市大字法量字焼山 64-184



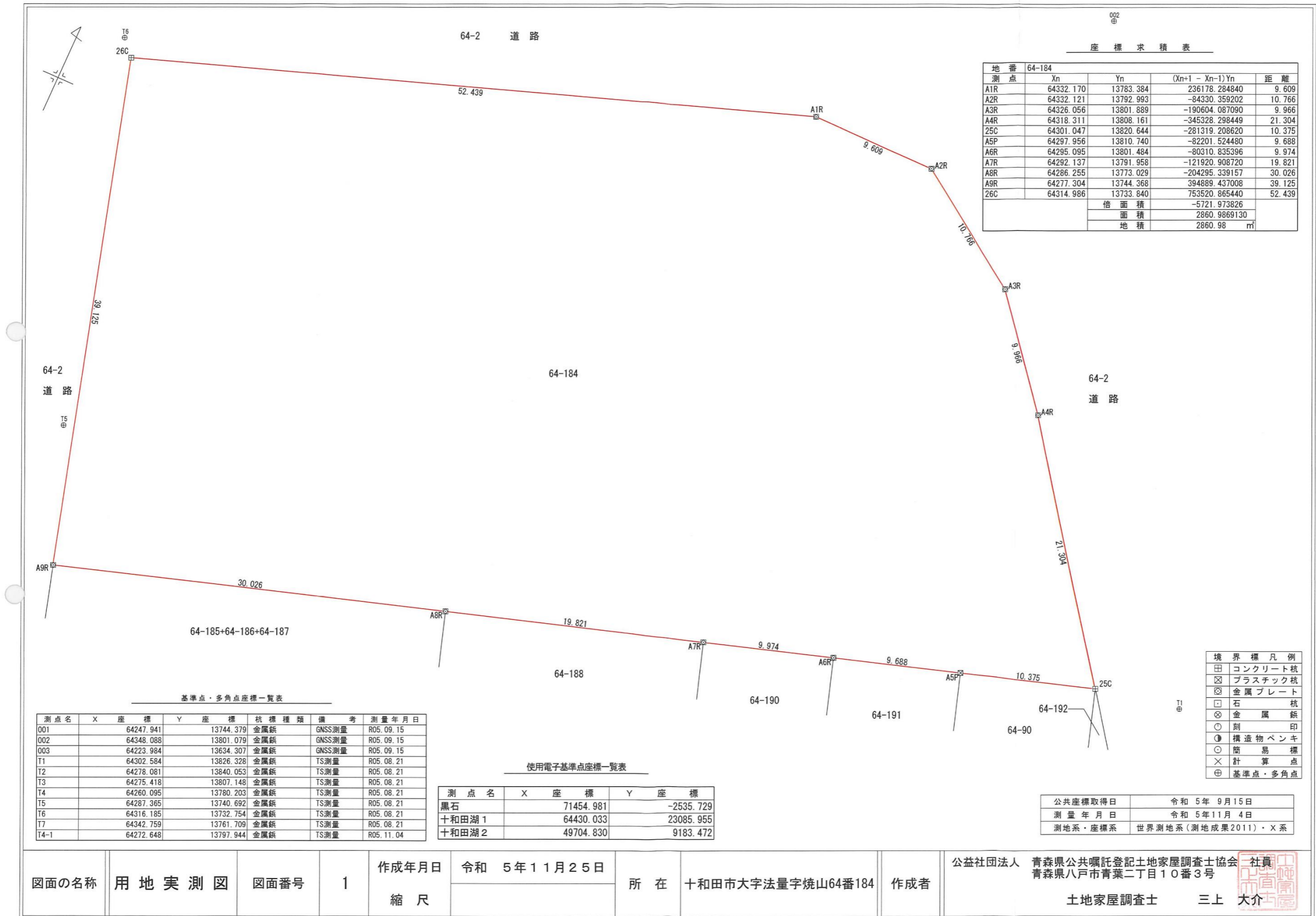
※国土地理院地図（地理院タイル）に、本物件位置情報を追記して掲載

<拡大図>



※国土地理院地図（地理院タイル）に、本物件位置情報を追記して掲載

用地実測図



座標求積表

地番	64-184			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
A1R	64332.170	13783.384	236178.284840	9.609
A2R	64332.121	13792.993	-84330.359202	10.766
A3R	64326.056	13801.889	-190604.087090	9.966
A4R	64318.311	13808.161	-345328.298449	21.304
25C	64301.047	13820.644	-281319.208620	10.375
A5P	64297.956	13810.740	-82201.524480	9.688
A6R	64295.095	13801.484	-80310.835396	9.974
A7R	64292.137	13791.958	-121920.908720	19.821
A8R	64286.255	13773.029	-204295.339157	30.026
A9R	64277.304	13744.368	394889.437008	39.125
26C	64314.986	13733.840	753520.865440	52.439
			倍面積	-5721.973826
			面積	2860.9869130
			地積	2860.98 m ²

基準点・多角点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	杭の種類	備考	測量年月日
001	64247.941	13744.379	金属杭	GNSS測量	R05.09.15
002	64348.088	13801.079	金属杭	GNSS測量	R05.09.15
003	64223.984	13634.307	金属杭	GNSS測量	R05.09.15
T1	64302.584	13826.328	金属杭	TS測量	R05.08.21
T2	64278.081	13840.053	金属杭	TS測量	R05.08.21
T3	64275.418	13807.148	金属杭	TS測量	R05.08.21
T4	64260.095	13780.203	金属杭	TS測量	R05.08.21
T5	64287.365	13740.692	金属杭	TS測量	R05.08.21
T6	64316.185	13732.754	金属杭	TS測量	R05.08.21
T7	64342.759	13761.709	金属杭	TS測量	R05.08.21
T4-1	64272.648	13797.944	金属杭	TS測量	R05.11.04

使用電子基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
黒石	71454.981	-2535.729
十和田湖1	64430.033	23085.955
十和田湖2	49704.830	9183.472

境界標凡例

田	コンクリート杭
区	プラスチック杭
区	金属プレート
区	石杭
区	金属杭
区	構造物ペンキ
区	簡易標
区	計算点
区	基準点・多角点

公共座標取得日	令和5年9月15日
測量年月日	令和5年11月4日
測地系・座標系	世界測地系(測地成果2011)・X系

図面の名称	用地実測図	図面番号	1	作成年月日	令和5年11月25日	所在	十和田市大字法量字焼山64番184	作成者	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 青森県八戸市青葉二丁目10番3号 土地家屋調査士 三上 大介
				縮尺					

配置図等



写真①



写真②



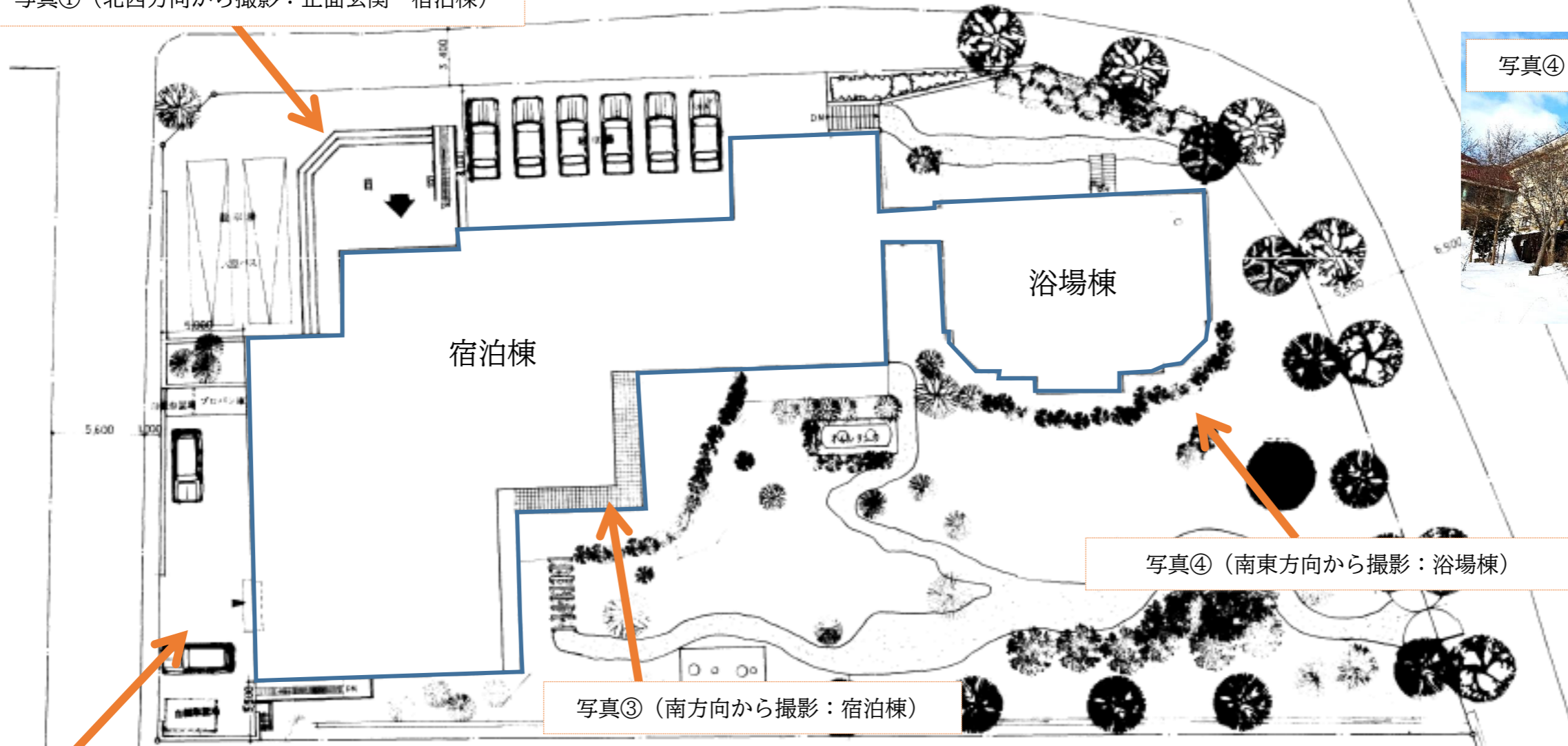
写真③



写真① (北西方向から撮影: 正面玄関・宿泊棟)



写真④



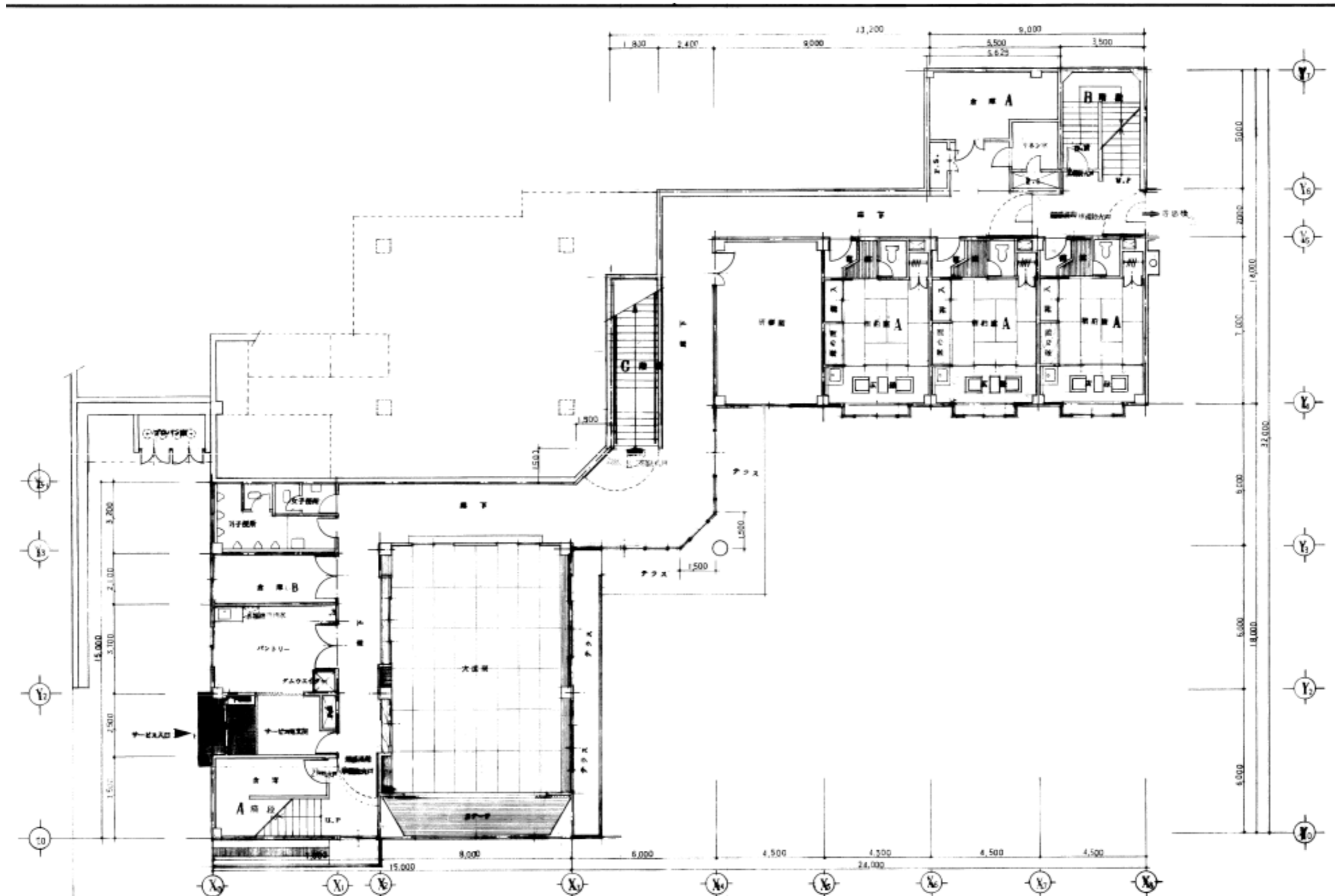
写真④ (南東方向から撮影: 浴場棟)

写真③ (南方向から撮影: 宿泊棟)

写真② (南西方向から撮影: 宿泊棟)

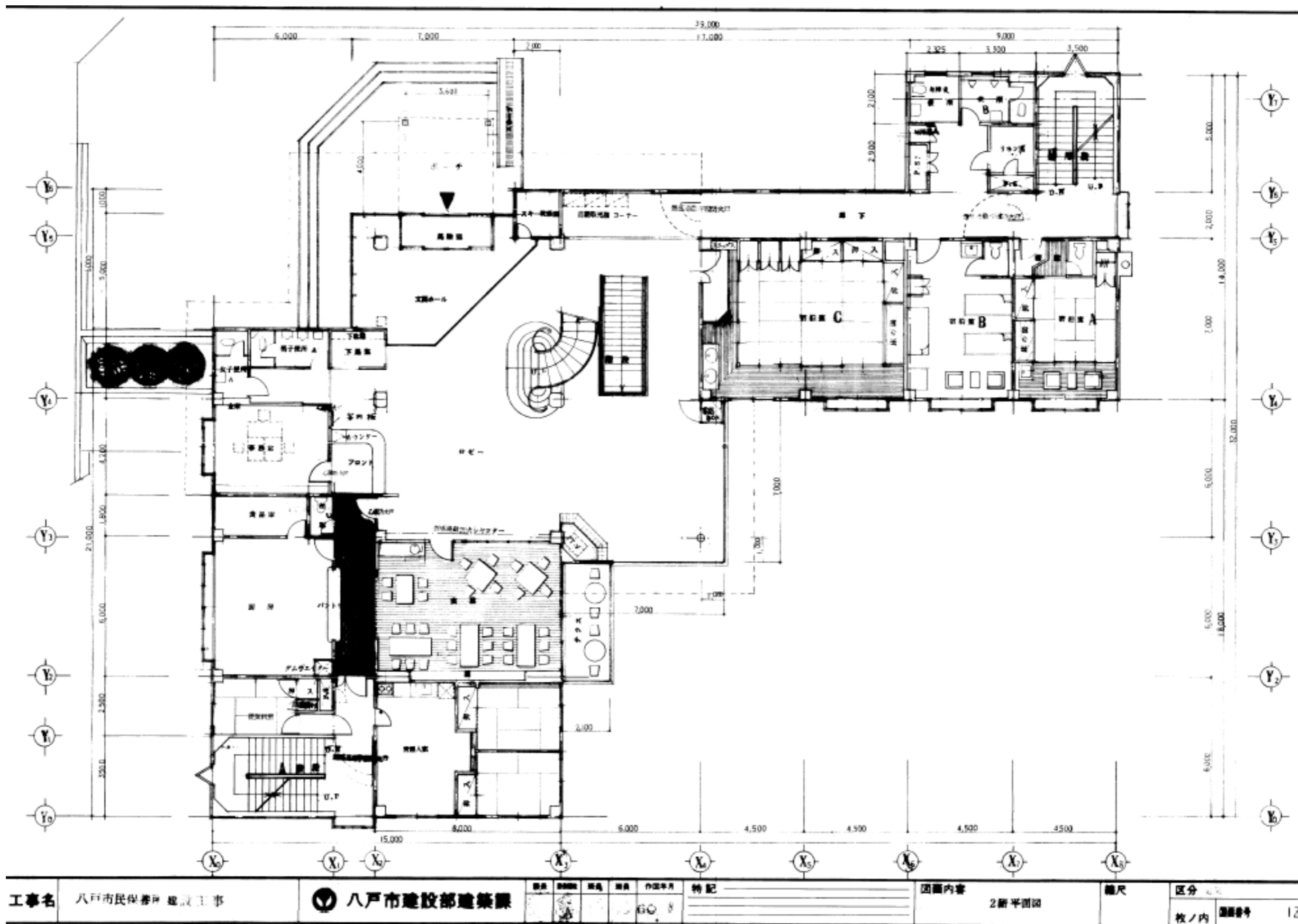
平面図

(1) 宿泊棟 1階平面図



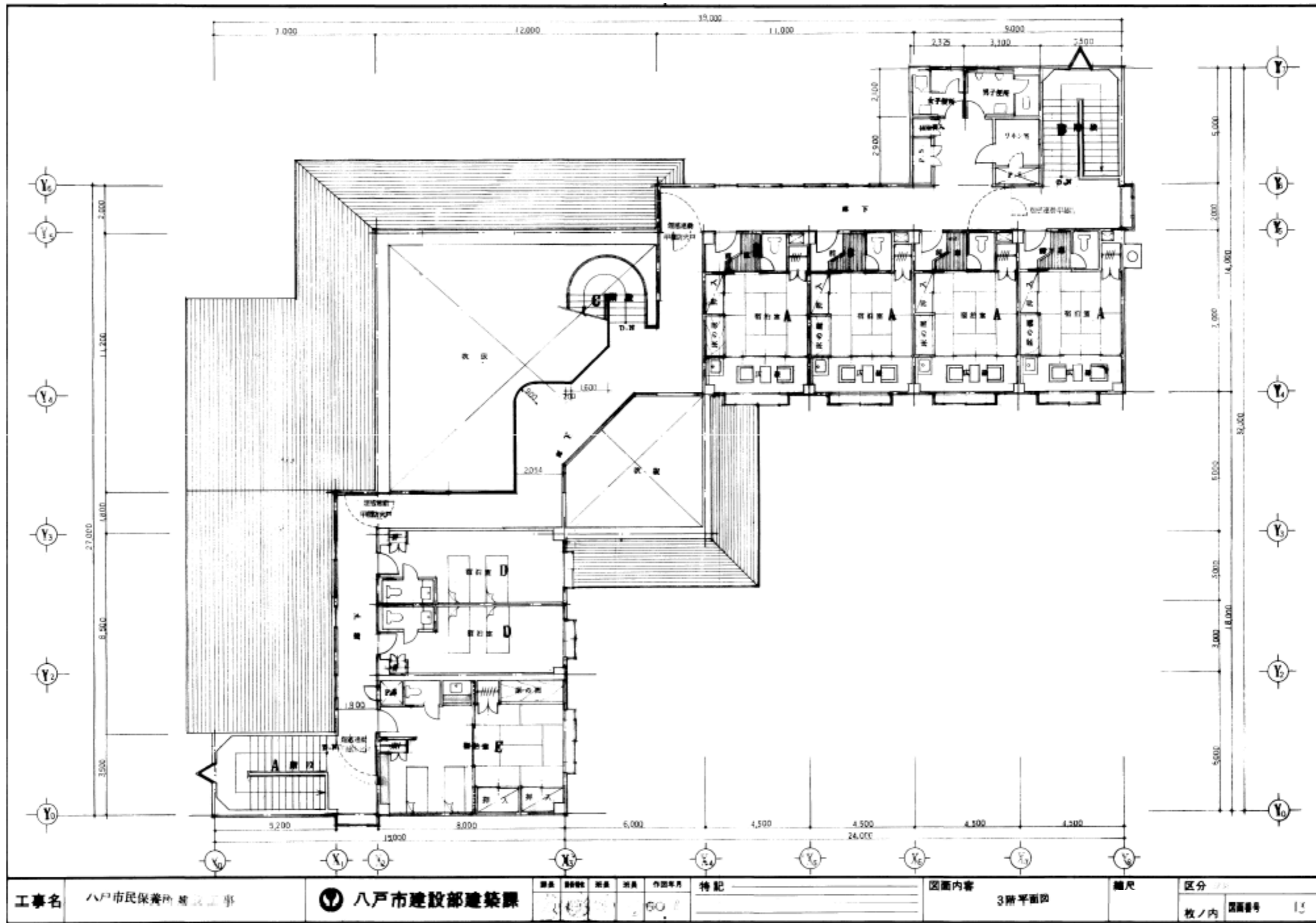
工事名	八戸市民保養所 建設工事	八戸市建設部建築課	原案	監理	概算	概算	作成年月	特記	図面内容	縮尺	区分
							60				1階平面図

(2) 宿泊棟2階平面図



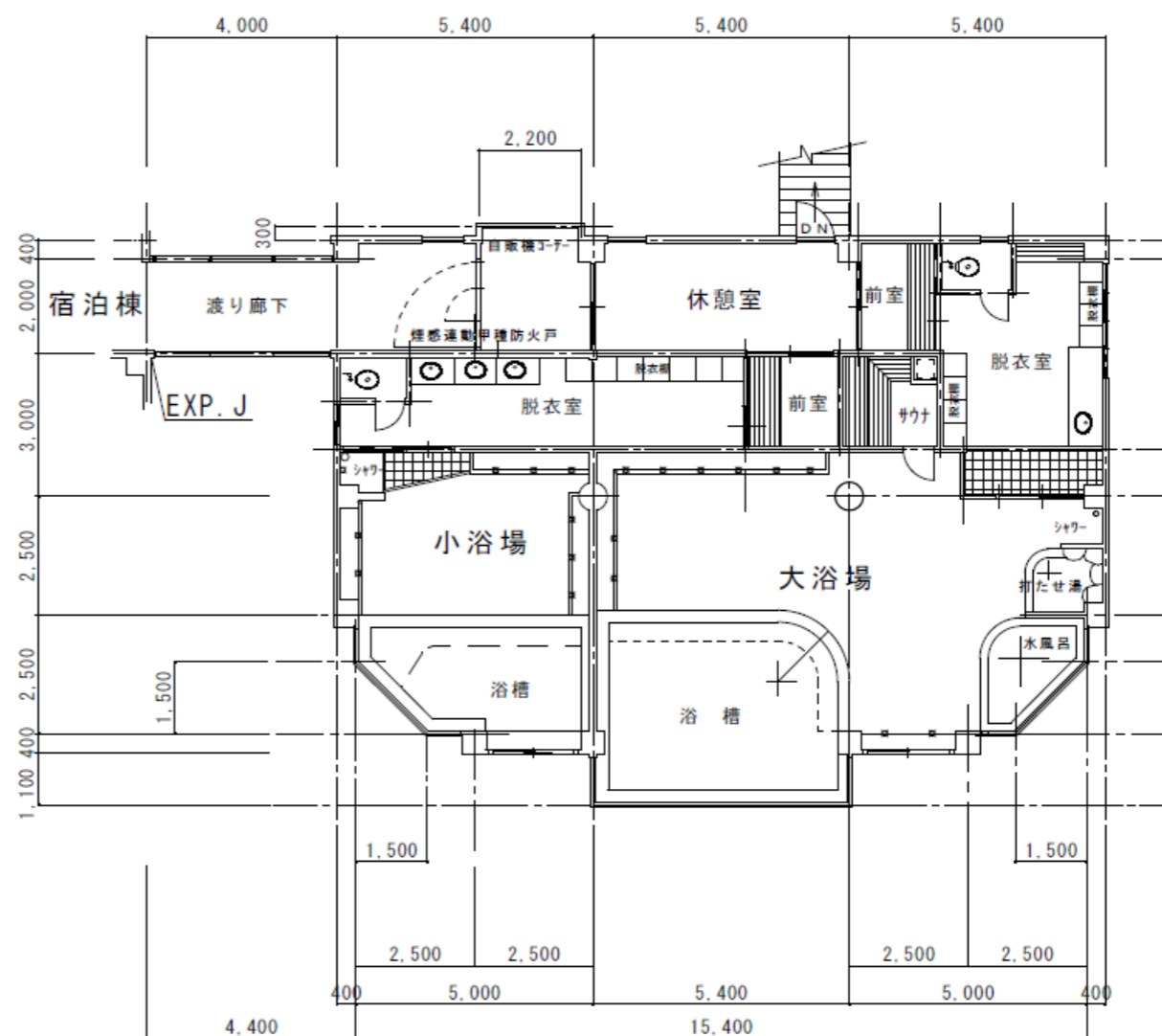
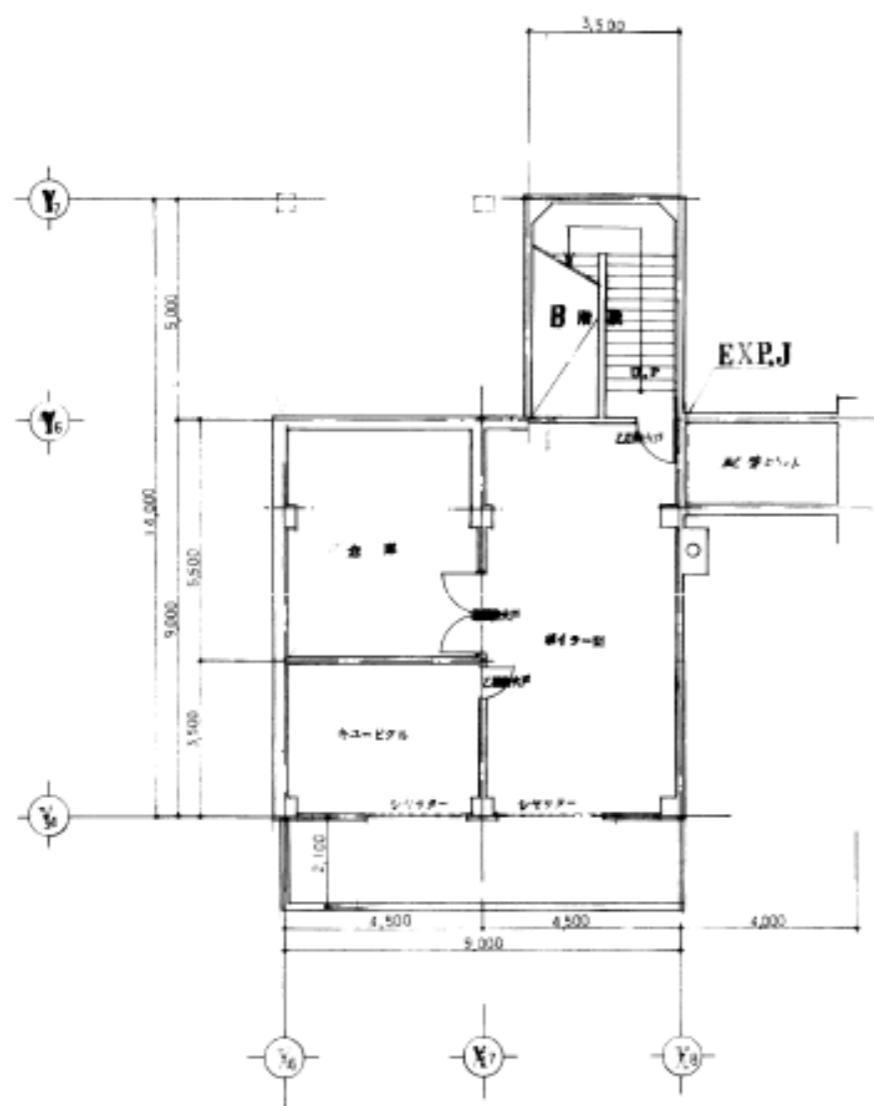
工事名	八戸市民保養所 建設工事	八戸市建設部建築課	図号	棟名	階名	作成年月	特記	図面内容	縮尺	区分
			GG	8						

(3) 宿泊棟3階平面図



工事名	八戸市民保養所建設工事	八戸市建設部建築課	原案	設計	監理	調査	作成年月	特記	図面内容	縮尺	区分
			50	3階平面図	1/50	枚ノ内	図面番号				13

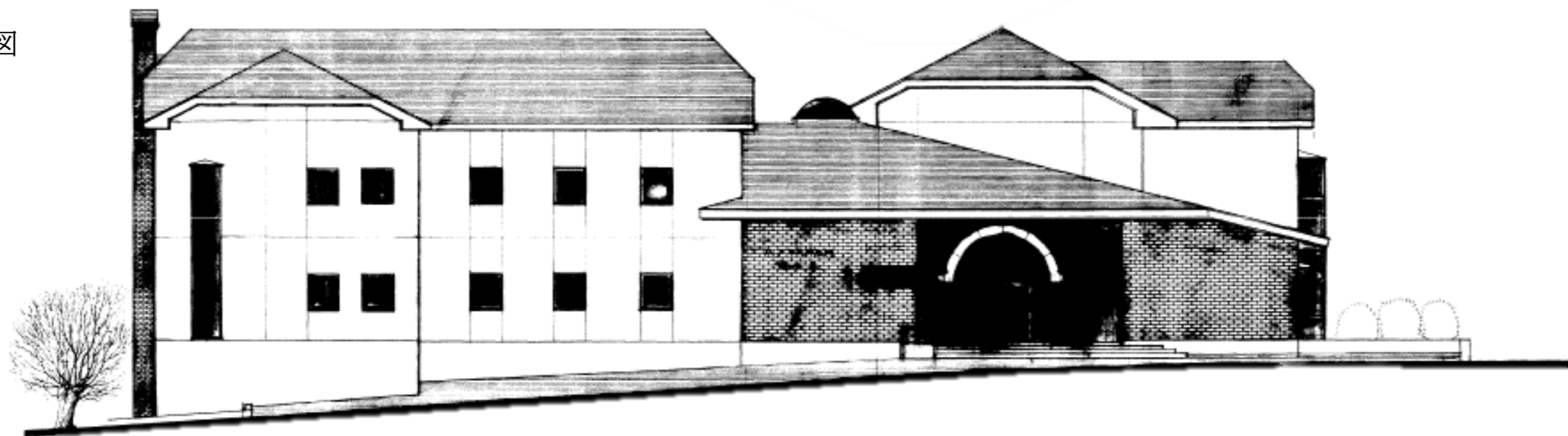
(4) 宿泊棟地階及び浴場棟平面図



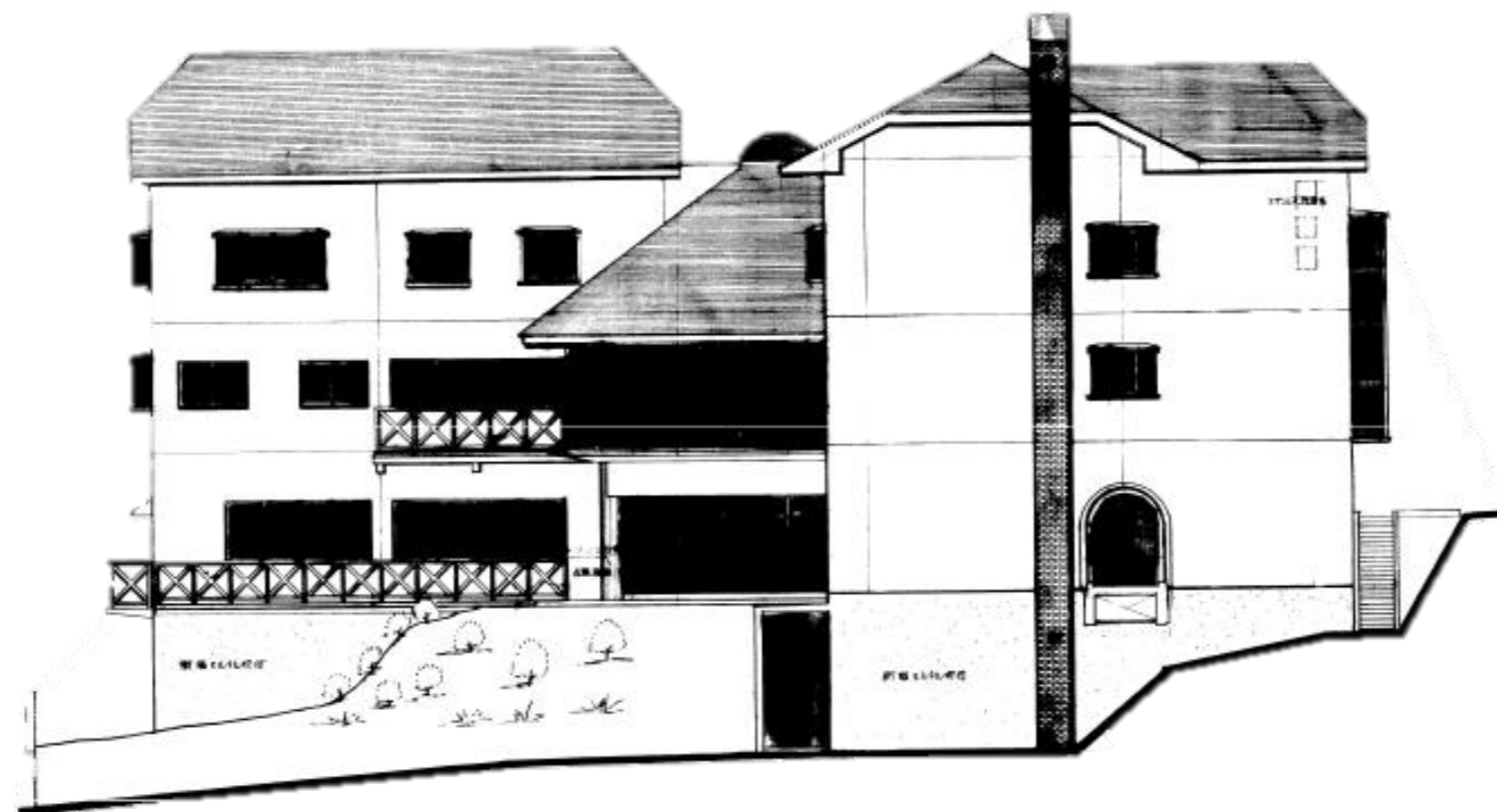
立面图

(1) 宿泊棟 北側・東側立面图

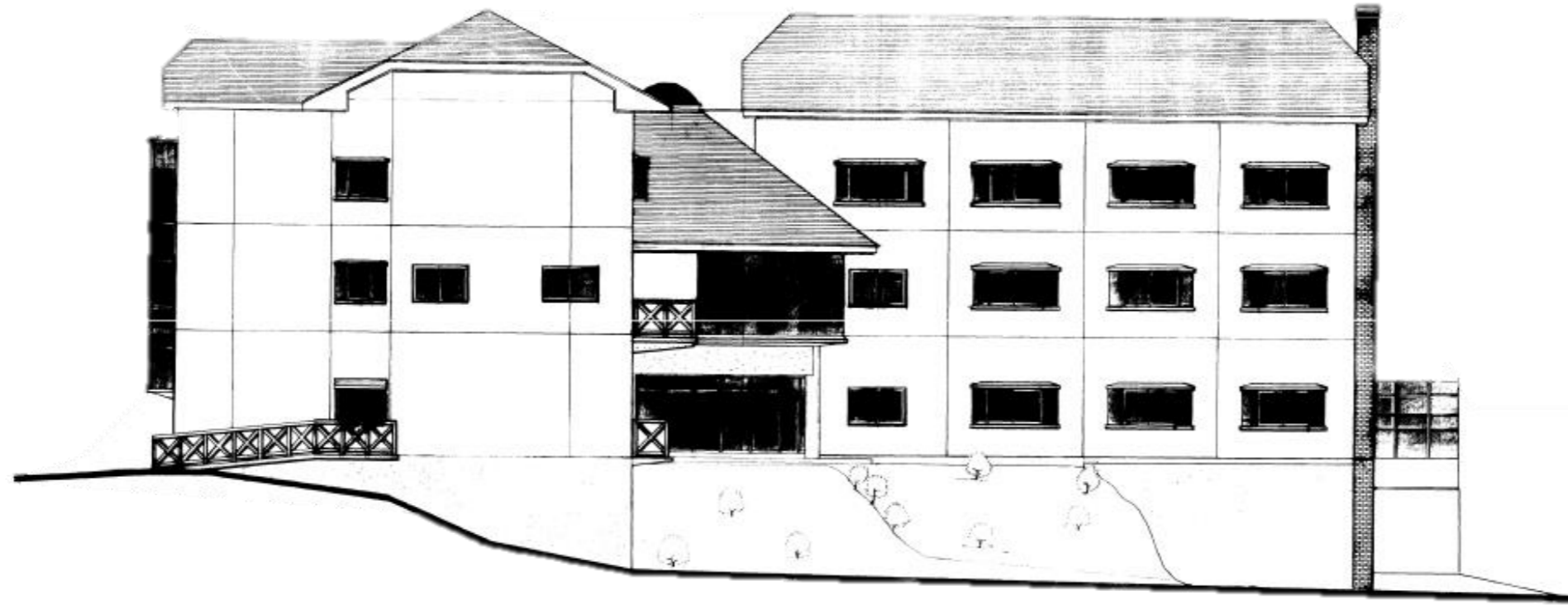
北側立面图



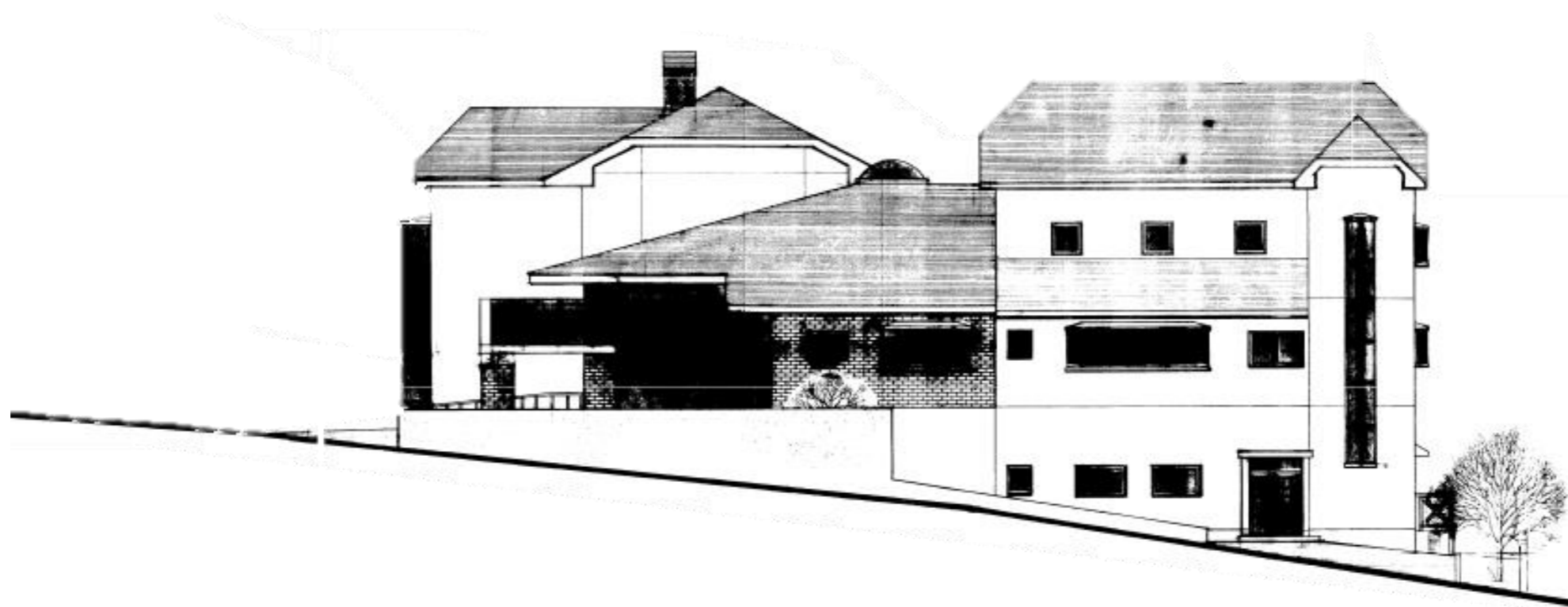
東側立面图

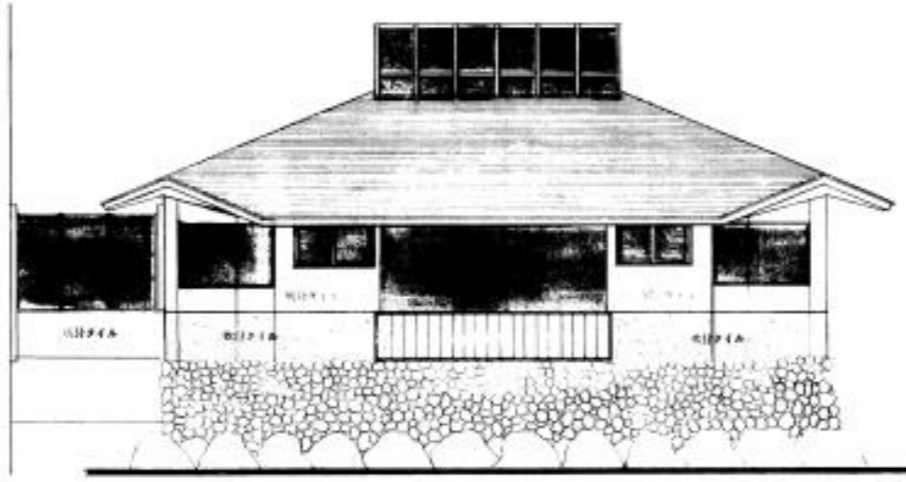


南側立面図

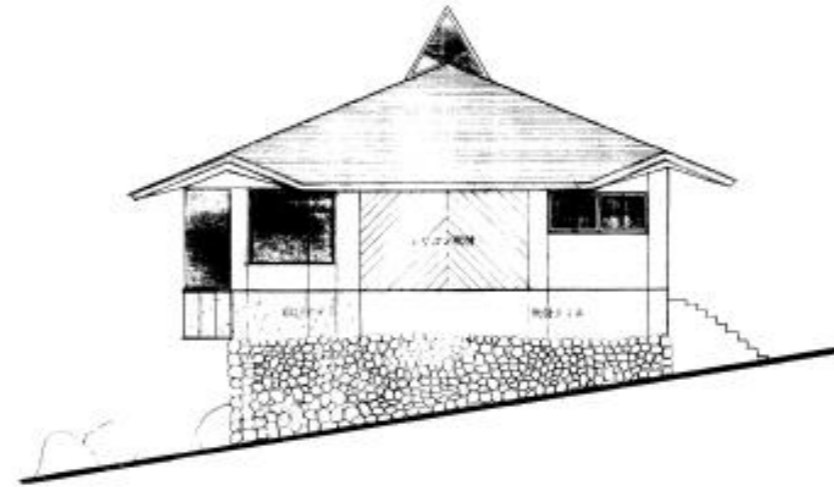


西側立面図

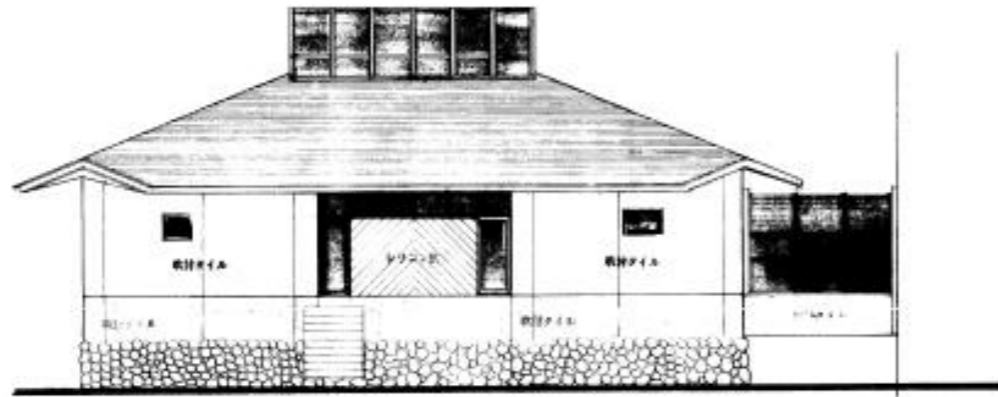




南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

別添1:主な備品等一覧表

No.	品名	メーカー	型式・寸法	数量	購入時期
1	会議用椅子	アイチ	AV-S	20	S61.9.18
2	衣裳盆	大富士	S752 ケヤキ W610×D405×H80	10	S61.10.11
3	防災カーテン	川島織物		2	S61.9.18
4	防災カーテン	シンコール		8	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		2	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		6	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		10	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		4	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		4	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		4	不詳 (H17.4.1 以前)
		シンコール		1	不詳 (H17.4.1 以前)
5	避難はしご	トヨー	クモナロープ 自在金具付 6m	2	S61.9.12
		トヨー	ステップ ^o ダン ナスカンフック付 7.7m	3	S61.9.12
		トヨー	ステップ ^o ダン ナスカンフック付 10.7m	7	S61.9.12
6	レースカーテン	川島織物		1	S61.10.9
7	調理配膳台	サンウェブ	WT-189-B W1800×D900×H800	1	S61.9.18
8	ガステーブル	サンウェブ	SGT-96 W900×D600×H800	1	S61.9.18
9	洋室用テレビ置台	カリモク	SS3009DR	3	S61.10.9
10	電話台	カリモク	AC1030NK	1	S61.10.9
11	スチール棚	イトキ	R164L-60 W1200×D600×H1800	2	S61.10.9
		イトキ	R-164M-60 6段 W1200×D600×H1800	1	S61.9.18
		イトキ	R-166L-50 5段 W1800×D600×H1800	2	S61.9.18
		イトキ	R-166L-30 3段 W1800×D600×H1800	1	S61.9.18
12	食器戸棚	サンウェブ	DCS-186 ステンレス W1800×D600×H1800	1	S61.9.18
13	中量棚	イトキ	開放型4段 W1800×D470×H1800	2	S61.9.18
14	ショーケース	不詳	平ケース 後引 スチール W1500×D450×H900	2	S61.9.18
15	肘掛椅子	カリモク	WS0800ZW	6	S61.9.18
16	食堂椅子	カリモク	CD1205WB	4	S61.9.18
		カリモク	CM5005QE クッション (KK2002AC) 付	32	S61.9.18

No.	品名	メーカー	型式・寸法	数量	購入時期
17	食堂用椅子（子供用）	光製作所	20-050-012 ウォール	2	S61.9.18
18	ロビー用椅子	不詳	背無3人掛け	3	不詳（H17.4.1以前）
19	肘付椅子	カモク	WS0050WE	16	S61.9.18
20	座椅子	不詳	JO1FA405 ケヤキ柾目	34	不詳（H17.4.1以前）
21	応接椅子	カモク	WS0050WE	2	S61.10.11
22	応接テーブル	カモク	TE2000ME	1	S61.10.11
23	会議用テーブル	カムラ	8184XW 天板白色 W1800×D450×H700	7	S61.9.18
24	応接テーブル	カモク	TS2030EW	3	S61.9.18
25	ナイトテーブル	日本ベッ	61003	4	S61.9.18
26	食堂テーブル	カモク	DD4003QR W1240×D800×H685	1	S61.9.18
27	座卓	カハバー	58-070-11 W1200×D600×H330	1	S61.9.18
28	食堂用テーブル	カモク	DM4000QE W1200×D750×H700	8	S61.9.18
29	応接テーブル	カモク	TD2200SB	1	S61.9.18
30	片袖机	イトキ	CS-2070LN-82 天板アイボリー 本体ブルー W1000×D700×H700	3	S61.9.18
31	両袖机	イトキ	CS-1471N-82 天板アイボリー 本体ブルー W1400×D700×H700	1	S61.9.18
32	座卓	天童木工	T-0228K ケヤキ板目	11	S61.9.18
33	座テーブル	ヤマザキ	YA31LID W1800×D450×H330	24	不詳（H17.4.1以前）
34	銚子運び	不詳	10本用	6	S61.9.18
35	ビール運び	不詳	6本用	3	S61.9.18
36	親子ベッド	フランスベッ	スタッキング 横引きフルカバー付	3	S61.9.18
37	吊鏡	神谷家具	MK817-512 W400×H1010	3	S61.9.18
38	シングルベッド	日本ベッ	パラボン 686	6	S61.9.18
39	案内板	シビ	黒漆塗 プレートスタンド 5連 W680×H1500	1	S61.9.18
40	行燈	不詳		10	不詳（H17.4.1以前）
41	手拭掛	大富士	S685 総張 本ケヤキ柵	9	S61.9.18
42	鏡台	大富士	K279 ケヤキ色 総高127cm W442×D232×H320	10	S61.9.18
43	掛軸	-	山水画	9	S61.9.18
44	長椅子	コクヨ	CN-20 3人掛 背なし	3	S61.9.17
45	かさ立て	ヤマザキ	YA30 30本用 W900×D400×H500	1	不詳（H17.4.1以前）
46	新聞掛	不詳		1	不詳（H17.4.1以前）
47	電話台	コクヨ	TT-12T チーク柄 W450×D450×H700	1	S61.9.17

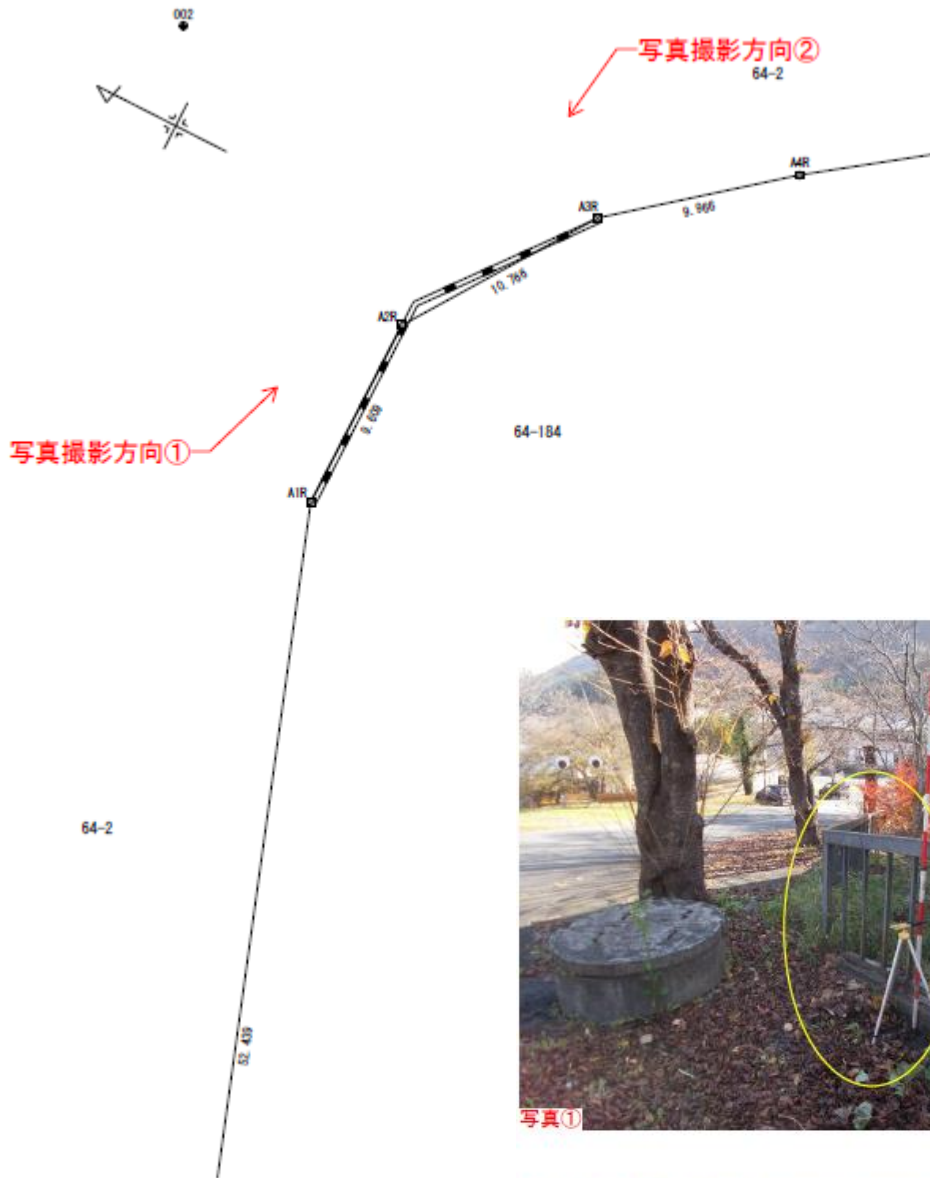
No.	品名	メーカー	型式・寸法	数量	購入時期
48	演台	コクヨ	WA-211V ローズ柄 W900×D445×H1030	1	S61.9.17
49	書庫（スチール戸）	コクヨ	S-Z335 ハーヴェイ W880×D400×H880	1	S61.9.17
		コクヨ	S-Z535 アイボリー W1500×D400×H880	1	S61.9.17
50	ロッカー（8人用）	コクヨ	LK-Z8 ハーヴェイ4列2段 W900×D515×H1790	1	S61.9.17
51	書庫（ガラス戸）	コクヨ	S-Z335 ハーヴェイ W880×D400×H880	1	S61.9.17
		コクヨ	S-Z535G アイボリー W880×D520×H1790	1	S61.9.17
52	耐火金庫	ウチダ	303-0022 N-22型 W600×D653×H980	1	S61.9.17
53	マジックドア キャビネット	ウチダ	300-7100 ハーヴェイ W880×D380×H1790	1	S61.9.17
54	食器戸棚	ウチダ	318-0265 アイボリー W600×D450×H1790	1	S61.9.17
55	金庫	コクヨ	HS-11N ダイヤル錠なし	13	S61.9.17
56	電子レンジ	ナショナル	NE-1401	1	不詳（H17.4.1以前）
57	冷蔵庫	ホンザキ	SSB-70CT1	1	不詳（H30.4.1以前）
58	スキー収納ラック	スキーパー	SC-Ⅲ型 30台用	1	S61.9.25
59	スキーシューズ収納 ラック	シューパー	BC-Ⅱ型 2列7段14足用	2	S61.9.25
60	消火器格納箱	不詳	10型 2本入	1	S61.9.12
61	液晶テレビ	DX アンテナ	32型 LVW-324	1	H22.12.28
		DX アンテナ	26型 LVW-264K	1	H22.12.28
		三菱	19型 REAL LCD-19LB1	8	H22.12.28
62	液晶テレビ	DX アンテナ	32型 LVW-325	1	H23.6.29
		三菱	19型 REAL LCD-19LB10	6	H23.6.29
63	業務用冷蔵庫	ホンザキ	HRF-150ZF3-6D	1	H25.5.10
64	折り畳みベッド	Utility	FBD-400（BK）	2	H27.6.5
65	脚付両面 ホワイトボード	プラス	RW-KR360W	1	H28.9.15
66	冷凍ストッカー	サンデン ホールディングス	SH-220XC	1	H30.11.21
67	業務用テーブル形 冷蔵庫	ホンザキ	RT-120MNF	1	H30.11.21
68	ガスフライヤー	北沢産業	KFE-40-S	1	H31.2.21

※ 上記に記載の物品のほか、土地（地下含む）及び建物内に存在する一切の工作物、樹木、設備及び什器備品等は市で撤去せず、土地及び建物の所有権移転と同時に落札者の所有となります。

※ 落札者が所有権移転後に建物や工作物等の解体処分・修繕及び改修等する場合、市はこれらにかかる一切の費用負担をしません。また、上記の設備及び什器備品等は、令和6年3月末をもって使用を終了し、その後の動作や性能については保証しません。所有権移転後に落札者の判断のもと、その使用や処分等を行う場合に要する一切の費用は落札者の負担となります。

別添2:越境部分資料

土地の所在：十和田市大字法量字焼山



様式

様式一覧

様式名称	
市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書	【第1号様式】
役員名簿	【第2号様式】
共有者名簿	【第3号様式】
入札書	【第4号様式】
入札保証金提出書（兼返還請求書）	【第5号様式】
市有財産買受申込書兼誓約書	【第6号様式】
委任状	【第7号様式】
質問票	【第8号様式】

※ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。

(第1号様式)

市有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

令和6年6月3日開札の市有財産売却一般競争入札(物件名:八戸市民保養所洗心荘(土地・建物))に参加したく、入札実施要項の内容を了承のうえ申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。

この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓約書

私は、入札実施要項「2. 入札参加資格」①～⑬に該当する者ではありません。

なお、市が入札参加資格の確認を行うため、警察等関係機関に対して照会を行うことについて、承諾します。

【申込者(共有名義での申込みの場合は代表者について記入)】

住所 (所在地)	〒 -
電話番号	
(フリガナ) 氏名 (名称等)	⑩

入札物件の表示

所在地番	地目			地積(m ²)
十和田市大字法量 字焼山64番地184	宅地			2860.98 m ² (登記)
所在地	家屋番号	種類	構造	床面積(m ²)
十和田市大字法量 字焼山64番地184	64番184	保養所	鉄骨鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 地下1階付き3階建	1850.22 m ² (登記)

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。(共有者も同じ)

※ 共有名義で申し込まれる場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者名等をご記入ください。別紙共有者欄には、申込者を除く他の共有者についてご記入ください。

(第2号様式)

【法人による申込みの場合に提出】

役員名簿

(あて先) 八戸市長

法人名	
-----	--

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	
	()	T S H 年 月 日	

※記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として記入してください。

共有者名簿

共有者（所有権を登記する際に共有とする場合）

代 表 者	住 所 (所在地)	〒 -	
	(フリガナ) 氏 名 (名称等)	(電話)	印
	住 所 (所在地)	〒 -	
	(フリガナ) 氏 名 (名称等)	(電話)	印
	住 所 (所在地)	〒 -	
	(フリガナ) 氏 名 (名称等)	(電話)	印
	住 所 (所在地)	〒 -	
	(フリガナ) 氏 名 (名称等)	(電話)	印
	住 所 (所在地)	〒 -	
	(フリガナ) 氏 名 (名称等)	(電話)	印

※記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として記入してください。

入 札 書

入 札 令 和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

住 所

入札者 商号又は名称

代表者職氏名

㊟

(代理人氏名

㊟

)

※委任状を提出する場合は、代理人氏名も記入し、委任状に押印した「代理人使用印」を押印すること

金 額		十億			百万			千			円
-----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

※金額は、税抜価格を記入すること。

※金額は、頭書きに¥を付すること。

物件名

八戸市民保養所洗心荘（土地・建物）

場 所

青森県十和田市大字法量字焼山64番地184

条 件

八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）並びに入札要項等を了承の上、入札します。

(第5号様式)

入札保証金提出書(兼返還請求書)

令和 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

提出者 住 所

氏 名 (商号又は名称)
(代表者職氏名)

㊟

私は、令和6年6月3日開札の市有財産売却一般競争入札（物件名：八戸市民保養所洗心荘（土地・建物））に係る入札保証金を下記のとおり納めます。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納めた入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

1 入札保証金 ¥2,000,000円—

2 入札保証金返還振込先

金融機関名	金融機関名	支店名
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人氏名	(フリガナ)	

※入札保証金納付済を証する書類（金融機関が発行した振込金受取書等）のコピーを添付してください。

市有財産買受申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

次のとおり、市有財産（物件名：八戸市民保養所洗心荘（土地・建物））の買受を申し込みます。なお、申請を行うに当たっては誠意を持って売買契約を締結することを約束いたします。

また、申込者に必要な資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。

この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓約書

私は、入札実施要項「2. 入札参加資格」①～⑬に該当する者ではありません。

なお、市が入札参加資格の確認を行うため、警察等関係機関に対して照会を行うことについて、承諾します。

【申込者（共有名義での申込みの場合は代表者について記入）】

住 所 (所在地)	〒 -
電 話 番 号	
(フリガナ) 氏 名 (名称等)	印

買受物件

所在地番	地 目			地積 (㎡)
十和田市大字法量 字焼山 64 番地 184	宅地			2860.98 ㎡ (登記)
所 在 地	家屋番号	種類	構 造	床面積 (㎡)
十和田市大字法量 字焼山 64 番地 184	64 番 184	保養所	鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付き3階建	1850.22 ㎡ (登記)
使 用 目 的				
買 受 (見積) 価 格				

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。(共有者も同じ)

※ 共有名義で申し込まれる場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者名等をご記入ください。また、共有者名簿(第3号様式)に代表者名等と他の共有者についてご記入のうえご提出ください。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

私は、下記のとおり代理人に権限を委任いたします。

入札申込者 (委任者)	住所 (所在地) _____
	氏名 (名称等) _____ ⑩

記

1 委任する権限

市有財産売却一般競争入札 (物件名: 八戸市民保養所洗心荘 (土地・建物)) に関する一切の権限

2 代理人

住所 _____
(フリガナ)
氏名 _____

代理人使用印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。

(注2) 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)

代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

(注3) 法人が代理人となる場合は、役員名簿 (第3号様式) も提出してください。

(第8号様式)

質 問 票

市有財産（八戸市民保養所洗心荘（土地・建物））売却一般競争入札

令和 年 月 日

1 質問者

法人名・部署			
担当者（職名・氏名）			
所在地			
電話番号	FAX 番号		
E-mail			

2 質問事項

件名	
実施要項の項目名	
質問 （内容は簡潔かつ明確に 箇条書きでお願いします。）	

【送信先】 八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ

・ファックス番号 0178-47-0746

・電子メールアドレス fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp

【受 付】 令和6年5月10日（金）午後5時まで

入札者心得書

○八戸市財務規則

昭和 54 年 1 月 23 日規則第 1 号

別記第 1（第 118 条関係）

入札者心得書

（入札保証金）

第 1 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、有価証券を担保として提供することによって、これにかえることができる。

3 前項の規定により担保として提供することができる有価証券の種類及び価値は、次のとおりとする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 156 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる証券をもって提供する場合の価値は、額面以内とする。

種別	価値
国債証券、地方債証券、興業債券、農林債券、商工債券、長期信用債券、日本信用債券その他これらに準ずる債券	額面金額（割引債券にあっては、売出価格）の 10 分の 8 以内
金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手	額面金額
その他そのつど市長が認める有価証券等	市長が定める額

4 入札保証金は、開札が終わった後に払戻しする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後に払戻しする。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

（入札等）

第 2 条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表面に記入し、公告又は通知書に示した時刻までに入札しなければならない。

3 電子入札を行う者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札に代えて、契約担当者等が指定する日時までに入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 提出した入札書又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した入札金額その他の事項は、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させる場合は、入札前に代理人に委任状を提出させなければならない。

6 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札は、郵便によって行うことができない。ただし、公告等において、これによることを認めた場合は、この限りでない。

（入札の辞退）

第 3 条 一般競争入札に参加する者及び指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退しようとする者は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定による申出は、電子入札案件においては、電子入札システムを使用して行うことができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。（公正な入札の確保）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付額が不足である者がした入札
- (6) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名のない電子入札
- (7) 電子入札案件において、契約担当者等の承諾を得ずに、又は指示を受けずに行われた入札書による入札
- (8) 入札参加者又は第三者が不正な手段により情報を改ざんした電子入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次条第1項又は第9条に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第8条 競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることがある。

2 低入札価格調査制度の対象となる競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するときには、その者は契約担当者等の調査に協力しなければならない。

第9条 競争入札により工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

(同価格入札の取扱い)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ（電子入札案件にあっては、電子くじ。以下この条において同じ。）で落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これにかえて、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約を締結しようとするときは、契約を締結するときまでに契約金額の10分の1以上の契約保証金を市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 第1条第2項及び第3項の規定は、前項の契約保証金について準用する。

3 工事の請負契約を締結する場合において、落札者は、前項に定めるもののほか、銀行若しくは市長が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を担保として提供することによって、契約保証金の納付にかえることができる。この場合において、その担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約書の取り交わし)

第13条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に契約書を取り交わさなければならない。ただし、契約締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が、前項の期限までに契約書を取り交わさないときは、契約は、確定しないものとする。

(保証人)

第14条 落札者は、保証人を立てる必要がある契約を締結するときは、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

2 指名競争入札の落札者は、同一の入札について指名を受けた者を前項の保証人とすることができない。ただし、当該契約がその履行に特別な技術を要するものであるとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(契約書の提出部数)

第15条 落札者は、契約書2通(保証人を立てるときは、3通)を契約担当者等に提出しなければならない。